

再編・ネットワーク化について

令和4年1月29日(土)第4回箕面市新市立病院整備審議会
追加資料

- 再編・ネットワーク化とは、国が推し進めている施策で、複数病院での診療機能の再編や業務連携により、地域医療体制を構築することです。
- この制度を活用することにより、診療機能の再編統合や病床規模の適正化、拠点の再配置等が可能となり、地域の医療資源の有効活用につながります。
- なお、再編・ネットワーク化を活用して経営主体の統合を行う場合には、その整備費に対して特別な財政措置を受けることができます。

現状のままで移転

現病院
317床



特定病床の
制度変更により
50床減少

新病院
267床



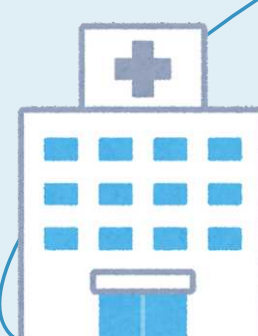
再編・ネットワーク化の活用

現病院
317床



民間病院等
との経営統合
により増床が
可能

新病院
267床 + α



民間病院
等の病床
を市立病
院へ

(参考) 公立病院の整備に係る地方財政措置

再編・ネットワーク化に係る施設・設備の整備に係る地方財政措置

新公立病院改革プランに基づき行われる公立病院等の再編・ネットワーク化に係る施設・設備の整備について、病院事業債(特別分)を措置(令和2年度までの措置)。

① 複数病院の統合

- 関係する複数病院が、統合により1以上減となることが原則。
- 経営主体も統合されていること。



原則として整備費全額が対象

② 相互の医療機能の再編

- 機能分担による病床規模又は診療科目の見直しを伴うことが必要。
- 経営主体が統合されていること。



再編に係る経費のみが対象

〔対象経費の例: 遠隔医療機器、情報システムの統合整備費、高度医療施設、高度医療機器など〕

※ただし、経営主体の統合を伴わない場合でも、以下に掲げる全ての取組が行われていれば再編に係る経費を対象とする。

- ・機能分担による病床規模又は診療科目の見直し
- ・共同購入等による医薬品、診療材料等の効率的調達
- ・医師の相互派遣による協力体制の構築
- ・医療情報の共有等による医療提供の連携体制の構築



病院事業債の特別分の対象: 元利償還金の40%を普通交付税措置<特別分>

